

平成30年度ファミリー菜園広場の 使用者を募集します。

《使用資格》 次の要件を全て満たす世帯（人）

① 市内在住の世帯（人） ※1世帯（人）につき1区画に限る

注意：1世帯（人）で複数区画を利用した場合、利用者と名義を貸した者の世帯全員が永久に利用不可となります。

② 市税・国民健康保険税を完納している世帯（人）

③ 年間を通して菜園の区画の管理・耕作を十分に行なえる世帯（人）

④ 「ファミリー菜園広場の管理及び運営に関する要綱」（裏面）を遵守できる世帯（人）

《募集菜園、使用料金、使用期間》

菜園	所在地	区画数 (1区画： 約10㎡)	年間使用料金	使用期間
錦町第2	錦町6丁目11番	86	3,080円/年	抽選会後（平成30年2月18日） ～平成31年1月31日
南町第4	南町1丁目9番	61		
塚越	塚越4丁目6番	39		
南町第3	南町2丁目30番	59		抽選会後（平成30年2月18日） ～平成32年1月31日
下蕨第2	中央7丁目40番	41		

※「下蕨菜園」と「南町第1菜園」は使用期間が2年間のため、平成30年度の募集はありません。なお、現在、下蕨菜園と南町第1菜園をご利用の方は、他の菜園の申込みはできません。

※平成28年度に実施いたしましたアンケート結果を踏まえ、「南町第3菜園」は平成30年度から利用期間を2年間にします。

《申込方法》 ファミリー菜園広場使用申込書に必要事項をご記入のうえ、下記へ持参、郵送またはEメールでお申し込みください。
申込書は各公民館・商工生活室・ホームページで配付します。
申し込みは1世帯（人）につき1区画のみとなります。
重複して申込んだ場合、すべての申し込みが無効となります。
また、他人の名前を借りての応募は無効となります。

《受付期間》 平成30年1月4日（木）～1月19日（金）（土・日・祝日除く）
午前8時30分～午後5時

《受付場所》 蕨市役所 2階 商工生活室 ⑮番窓口

《出張受付》 下記の日程で、公民館でも出張受付いたします。

出張受付日	受付時間	場 所
平成30年1月16日（火）	午前9時～11時30分	東公民館・1階団体連絡室
平成30年1月18日（木）	午前9時～11時30分	南公民館・2階団体連絡室

《郵送受付》 平成30年1月19日（金）当日消印有効
送付先 〒335-8501 蕨市中央5-14-15 蕨市役所 商工生活室

《抽 選 会》 公開抽選により使用者を決定します。

抽 選 日	時 間	場 所
平成30年2月18日（日）	午前10時～	中央公民館・1階集会室

※抽選会に欠席されても当落に影響はありません。

抽選結果は、後日、菜園内及びホームページに掲示します。

当落にかかわらず、3月上旬に文書にて結果を通知いたします。

抽選結果について電話でお答えすることはできませんので、ご自身で菜園内もしくは商工生活室窓口にて抽選結果をご確認ください。

《注意事項》 当選した方は抽選日より菜園をご利用いただけますが、3月上旬に送付いたします決定通知に従い、使用料を納付しない場合は、使用許可を取り消します。

《問い合わせ》 市民生活部商工生活室

【電話番号】 433-7750

【メールアドレス】 shouko@city.warabi.saitama.jp

ファミリー菜園利用手続きの流れ

申し込み 【平成30年1月4日（木）～1月19日（金）まで】



公開抽選 【2月18日（日）】午前10時 蕨市立中央公民館1階集会室
※抽選結果は、後日、各菜園及びホームページに掲示します。
※当選した方は抽選日より菜園をご利用いただけます。

当選した方

当選通知発送 【3月上旬予定】当選区画を通知します。



利用手続き 【3月下旬予定】当選通知の案内に従って、利用料をお支払いください。

落選した方

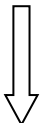
落選した方には補欠の番号がふられます。補欠の方には、申し込み段階で空き区画がある菜園と、利用手続きの段階でキャンセル等により空き区画が出た菜園の2回に分けてご案内しますので、案内に沿ってお申し込みください。区画の割り当ては、補欠番号の若い順に行います。

補欠番号及び空き区画のご案内（1回目） 【3月上旬予定】補欠番号と、申込者が区画数に満たなかった菜園をご案内いたします。



空き区画の割り当て結果通知 【3月中旬予定】割り当て区画を通知します。

※通知日より菜園をご利用いただけます。



利用手続き 【3月下旬予定】空き区画の割り当て結果通知の案内に従って、利用料をお支払いください。

空き区画のご案内（2回目） 【4月上旬予定】利用手続きの結果、空き区画が出た菜園をご案内いたします。



空き区画の割り当て結果通知 【4月中旬予定】割り当て区画を通知します。

※通知日より菜園をご利用いただけます。



利用手続き 【4月下旬予定】空き区画の割り当て結果通知の案内に従って、利用料をお支払いください。

【参考】

ファミリー菜園広場の管理及び運営に関する要綱 (抜粋)

(使用者の資格)

第2条 菜園広場を使用できる者は、市内に居住し、住民基本台帳法により登録されている者で、家族ぐるみで使用できる世帯にある者とし、かつ、市税及び国民健康保険税を完納している者とする。

(使用の申込及び許可)

第3条 菜園広場を使用しようとする者は、1世帯1区画とし、市長が別に指定した日までに菜園広場使用申込書を提出し、その許可を受けるものとする。ただし、申込者多数の場合は、抽選等により、使用者を決定するものとする。

2 使用する区画は、抽選等により決定するものとする。

(使用時間)

第6条 菜園広場の1日の使用時間は、日の出から日没までとする。

(使用の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取消することができる。

- ① 草花、野菜の栽培以外の目的に使用したとき。
- ② 使用者が指定された区画を使用しないで2カ月以上放置しているとき。
- ③ 菜園広場内に工作物等を造ったとき。
- ④ 使用許可を受けた区画を自ら使用しないとき。
- ⑤ 係員の指示にしたがわないとき。
- ⑥ 他人の迷惑になるような行為をしたとき。
- ⑦ その他、市長が特に使用を適当でないと認めたとき。

(損害賠償)

第9条 使用者は、故意又は不注意により菜園広場の設備その他の物件を破損したときは、これを弁償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(責任の所在)

第10条 使用者は、菜園広場の使用期間中その区画の管理を行なうものとし、使用期間終了後は、速やかに原状に復さなければならない。